

## 平成27年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成27年6月3日（水）  
午後2時から午後4時10分まで  
場所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶（佐野環境生活部長）
- 3 議 事

### （1）会議の成立

16名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員（会長）、熊谷委員（副会長）、西川委員、佐藤委員、加藤委員、  
大友委員、伊藤委員、國永委員、官澤委員、丹野委員、水野委員  
欠席委員：氏家（幸）委員、阿部（誠）委員、氏家（直）委員、佐々木委員、阿部（正）委員

### （2）会議内容

※ 議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長が務めた。

#### 〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。蒸し暑い中ですが、2時間の会議で色々御意見をいただきたい。まず、最初に食の安全安心に対する昨年度の評価をしていただき、それを議会へ報告するという流れになっています。これが、第1点。次に食の安全安心に関する第3期計画に対し、皆さんから御意見をいただいているが、今回はそれを反映した計画を議論して、修正し検討していきます。最後に食の安全安心に関する県民アンケートに触れていきたいと思っています。

この会議で、色々な立場の消費者、生産者・事業者の皆様からの御意見をだしていただきたいので、よろしくをお願いします。本日は、第3期計画が初めて検討されますので、手短かに進めたい。今申したように第3期を中心に検討していきたいので、簡潔に説明をお願いします。まず、食の安全安心に関する施策の実施状況について説明していただきます。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

それでは、議題イのうち、「平成26年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）等について御説明いたします。

本日は、次期基本計画・中間案の御審議もいただきますことから、簡潔に御説明させていただきます。

お手元の「資料1」を御覧ください。表紙をめくっていただきますと、裏面に目次がございます。Ⅱの基本計画の構成は、3つの大綱の下に6つの中分類があり、これを14の小分類に分け、37の施策を定めております。目次を御覧いただきますと、算用数字が並んでいますが、これが大分類と呼んでいる3つの大綱です。4番としまして「食品に係る放射能対策」がありますが、以前の推進会議で、放射性物質対策は別項目で評価すべきとの意見を頂戴し、一部再掲する形で「4」として、とりまとめているものです。ローマ数字の「Ⅲ」に、推進会議の評価、とございますが、現時点で空欄になっております。後ほど御説明いたしますが、この推進会議としての評価をいただき、この部分に挿入し完成となるものです。

それでは、昨年度実施しました、施策の具体的な内容について御説明いたします。1ページか

ら4ページは「施策ごとの実施状況」をまとめた「概要」となります。5ページをお開きください。ここから、施策ごとの実施状況を記載しています。大綱1番目、「安全で安心できる食品の供給の確保」でございます。

「(1)生産及び供給体制の確立」の「イ」は、「生産者への取組への支援」でございます。後ほど御説明しますが、この「カタカナ」の、イ、ロ、ハの分類ごとに皆様に御評価していただきます。「(イ)」では、「環境にやさしい農産物認証・表示制度」の普及や、「環境にやさしい農業推進セミナー」を開催いたしました。「(ロ)」では、農業法人等を対象とした研修会を開催するなど、農業生産工程管理の普及・拡大に努めました。6ページ、「(ハ)」では、危害防止の研修会を開催するなど、農薬の適正使用を図りました。「(ニ)」では、牛の生産履歴管理システムとして確立している耳標の徹底に関して支援を行いました。「(ホ)」では、カキ共同処理施設について、新たに8施設を復旧整備いたしました。

8ページの、中分類「ロ」は、「安全な農水産物生産環境づくり支援」でございます。「(イ)」では、農業者団体等に対して定期的な巡回調査や、病虫害防除情報の提供をいたしました。「(ロ)」では、適正な水管理の徹底によりカドミウム基準超過米の発生を抑制したほか、農地の放射性物質濃度データを営農指導に活用しました。

9ページの「(ハ)」では、家畜伝染病の予防や慢性疾病発生低減の検査・指導を行いました。「(ニ)」では、食中毒未然防止のため、貝毒検査、プランクトン調査の実施などを行いました。

11ページの中分類「ハ」は「事業者に対する支援」でございます。「(イ)」では、事業者に対して講習会等を開催し、通称「みやぎHACCP」の普及を図りました。「(ロ)」では、東北農政局と連携し立入検査を実施したほか、生産者へのトレーサビリティシステム制度の普及を図りました。

12ページに移り、「(ハ)」では、県産食材を積極的に利用している飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、自主的な原産地等表示を推進しました。

13ページの「(2)監視指導及び検査の徹底」の「イ」は、生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」でございます。「(イ)」では、農薬の販売者・使用者に対する立入検査を実施したほか、農薬管理指導士を確保するための研修会を実施しました。「(ロ)」では、肥料取締法、飼料安全法に基づく立入調査を実施しました。

14ページの「(ハ)」では、立入検査により、動物用医薬品の適正な流通を図りました。「(ニ)」では、モニタリング検査を行ったほか、飼養農場から定期報告を求め、高病原性鳥インフルエンザの早期発見に努めました。

16ページをお開きください。「ロ」は「事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」でございます。「(イ)」では、飲食に起因する衛生上の危害発生防止のため、飲食店及び製造施設等の監視指導や講習会等を実施しました。「(ロ)」では、輸入食品の残留農薬等検査、県産農林水産物の放射性物質に関する検査を実施しました。

17ページの「成果」の囲み中の表を御覧ください。牛を除く県産農林水産物の放射性物質測定については、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を6,322点実施したほか、地方機関に設置している簡易検査機により980点の検査を実施しました。

18ページの「(ハ)」では、かき処理場、袋詰め業者などの監視、かきの成分規格、ノロウイルス等の検査、と畜場や食鳥処理施設の監視指導と食肉の検査、BSEの検査を実施しました。

21ページをお開きください。「ハ」は「食品表示の適正化の推進」でございます。「(イ)」では、保健所に「食の110番」を設置し、消費者からの不安・疑問の相談を受け付けたほか、国及び県に設置している「食品表番110番」に寄せられた情報により、JAS法等による調査・指導を行いました。また、組み換え遺伝子及びアレルギー物質の検査を実施し、全て適正であることを確認しました。さらに、オイスターGメン調査では、輸入生カキの混入は確認されませんでした。「(ロ)」では、食品表示ウォッチャーとして100人を委嘱し、知識の習得を含めた

説明会を開催の上、小売店での調査を実施しました。また、「ウォッチャーだより」を2回発行し。調査結果のフィードバックや知識の浸透を図りました。

22ページの「(ハ)」では、出前講座等による啓発を行ったほか、事業者や消費者からの食品表示に関する相談に対応しました。

24ページをお開きください。大綱2番目の「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございます。「(1)」は「情報共有及び相互理解の促進」でございます。「イ 情報の収集、分析及び公開」の「(イ)」では、食の安全安心消費者モニターに対するアンケート調査のほか、セミナー等の開催、ウェブサイトによる食の安全安心、食に関する情報、イベントの開催等の情報提供を行いました。「(ロ)」では、食品衛生監視指導計画に基づく検査結果をとりまとめ、公表しました。

26ページ、「ロ」は「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」でございます。「(イ)」では、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催しましたほか、「食と農の相談窓口」による情報提供を行いました。「(ロ)」では、食材王国みやぎ「伝え人」による料理講習会や高校生を対象に地産地消お弁当コンテストの開催等を行いました。「(ハ)」では、学校給食「伊達な献立」コンクールの開催等により、地産地消を推進しました。

29ページに移りまして、「(2) 県民参加」の「イ」は「県民総参加運動の展開」でございます。「(イ)」では、県の各種広報媒体や大学の協力を得て、消費者モニターの募集活動を行ったほか、「食品工場見学会」、「生産者との交流会」、モニター研修会を開催しました。

さらに、モニターアンケート調査を実施したほか、「モニターだより」による情報提供を行いました。

30ページの「(ロ)」では、生産者や事業者が行う取組を支援するため「取組宣言事業」を展開し、「みやぎまるごとフェスティバル」等で広報活動も行いました。

31ページの「(ハ)」では、出前講座や研修会等により、JAS法や景品表示法に基づく食品表示制度等の啓発や相談対応を行いました。

32ページの「ロ」は「県民の意見の食の安全安心確保に関する施策への反映」でございます。「(イ)」では、モニターやセミナー参加者に対するアンケート、食品衛生監視指導計画策定時のパブリックコメント、当推進会議の開催等により、広く県民の意見を収集いたしました。「(ロ)」では、「食の110番」や「食品表示110番」で消費者から相談や疑義情報の提供に対し、迅速に調査・指導を行いました。

34ページからは、大綱3番目「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。「(1) 体制整備及び関係機関との連携強化」では、施策を総合的に推進するため、知事を本部長とする対策本部を設置しており、昨年度は本推進会議で評価をいただいた前年度の施策の実施状況について協議いたしました。「ロ」では、食の危機管理対応チーム会議を毎月開催するなど、危機管理対応に関する情報の共有を図りました。「ハ」では、生かきのノロウィルス、食品中のヒスタミン、亜鉛などに関する調査、研究等を行いました。「ニ」では、輸入食品、食品表示などにおいて、厚生労働省、農林水産省、市町村で連携を図りました。「(2) 食の安全安心推進会議」ですが、昨年度は3回開催し、第2期計画に基づく施策に対して評価や意見をいただいたほか、第3回会議では次期基本計画の諮問をさせていただきました。

38ページの「4 食品に対する放射能対策」ですが、最初の方で御説明いたしましたとおり、大綱の1から3の関係施策に織り込んでおりますが、これらを抜き出して再掲する形で集約し、4番として改めて項目立てしております。「イ」ですが、厚生労働省の通知に基づき、検査計画を定め、農林水産物は出荷前の段階で検査を行い、県内に流通している加工食品についても検査を実施し、安全性を確認しました。「(1)」の「出荷前検査」では、「(イ)」から「(ト)」まで、農産物、原乳、牛肉、水産物、きのこ・山菜類、県産牛、野生鳥獣肉などの検査を実施しました。

40ページの、「(2)」では、県内に流通する牛乳や乳児用食品など加工食品について放射性物質検査を実施しました。「(3)」のそのほかの検査・測定では、学校給食食材や、住民持ち込み食材等の検査・測定を行いました。「(4)」の「そのほか」では、検査結果を「放射能情報サイトみやぎ」に速やかに公表したほか、市町村が行う測定経費の支援を行いました。「ロ」の「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」ですが、食の安全安心セミナーや地方懇談会を実施したほか、消費者モニターを対象としたアンケート調査、研修会を実施しました。

43ページ以降に「実績数値総括表」を掲載しております。以上、昨年度1年間の「施策の実施状況」について御説明いたしました。

#### 〈 小金澤会長 〉

それでは、説明のありました実施状況について、御確認を含めて、御質問はございませんか。

#### 〈 加藤委員 〉

評価の参考のためにお聞きします。資料1の5ページみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度による取組状況の生産登録面積が98%と前年より減少しているがその理由は、震災の影響なのか。または、ただ、単に従事する人が減ったのが原因なのか。第2期基本計画には、経営者の育成の中に技術的支援を行うと記載があるが、実施状況の取組の文章中に技術的支援が行われたか記載がないので実際に行われたのか分からないので教えてほしい。何点か質問があるが、続けてよろしいでしょうか。

#### 〈 小金澤会長 〉

分かりました。質問は手短かにお願いします。ちゃんと答えられるようにしてください。10個も質問あると難しいので。

#### 〈 加藤委員 〉

では、資料1の6ページの成果に「農薬の適正使用への意識が高まった」とあるが、何をもって高まったと評価したのか。啓発資料については、対象者は農業従事者だけに配布したのか。農薬危害防止運動研修会の開催会場の記載がないので、もしよろしければ、どこで行ったのか教えて欲しい。9ページの貝毒検査の回数が前年度より検査回数が増加しているが、その理由を教えて欲しい。22ページで食品表示に関する研修会の開催で、平成26年度が8回と少ない理由は、なぜなのか。26ページの消費者への相互理解への推進では、「相互理解が図られた」という文章だけでなく、地方懇談会の結果について、どのような人達が参加したかなど開催内容や場所などを詳しく教えてほしいと昨年もお願ひしたはずだが、その記載がないので教えて欲しい。御回答をお願いしたい。

#### 〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の生産登録面積は前年度対比で98%ですが、毎年転作等で変動があるため、若干の減少はあるが、全体的に横ばいとしてみています。

#### 〈 農林水産部 小島次長 〉

付け加えさせていただくと、文章中には技術的支援は記載していないが、きちんとしています。気象変動などがあり、支援に対するニーズが高い。環境にやさしい農業を続けるためには、技術的支援をして欲しいというニーズは大変多いことから、支援は継続して行っている。

#### 〈 加藤委員 〉

技術的支援を行っているのなら、記載した方が評価しやすいので、記載して欲しい。

#### 〈 水産業基盤整備課 伊藤技術副参事 〉

9 ページの貝毒の検査回数に関してですが、平成25年度より平成26年度に増加したのは、震災後、海の状況が変わったと考えられ、貝毒の発生パターンが変わってきました。平成25年度には貝毒が長期間に渡り発生したので、平成25年度の途中から貝毒の検査体制を強化いたしました。平成25年度12ヶ月のうち8ヶ月間強化しました。平成26年度は1年間強化したので、平成26年度は前年度よりさらに多い検査回数となっております。

#### 〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

6 ページ「農薬の適正使用への意識が高まった」としたのは、リーフレットを配布しているが、地域によっては農業者のほか消費者にも若干配布しました。栽培講習会を通じた農家から「きちんと守っている」との現場からの声が聞こえることから、評価し、そのように記載させていただきました。記載漏れがありましたが、確認し、研修会会場は後ほどお知らせいたします。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

22 ページの食品表示に関する研修会が8回と平成21年度より低い理由との質問に関してですが、研修会は、出前講座など外からの依頼を受けて行う研修会を記載しております。平成25年度は7回開催し、延べ273名、平成26年度は8回でした。平成21年度は呼ばれる回数が多かったわけですが、呼ばれる回数がなぜ多かったか理由はわかりません。

32 ページの地方懇談会は、8回開催しております。大河原、大崎、栗原、登米、石巻で開催しております。大河原では30名の村田町の農業者が、「若手農家と消費者の意見交換会」を実施したり、川崎町のみちのく湖畔公園では7,000名の方がいらっしゃって、農産物直売所の共同出店や消費者との交流による仙南食材のPR、大きいところで、大崎市加美町やくらい林泉館で「大崎地域における農産物の放射性物質検査結果や生産対策に関する講習会」に100名の方が参加、石巻では、JA石巻農業情報センターを会場に「園芸作物に関する適正な施肥・防除実践による環境への負荷軽減に関する研修会」に114名の方が参加などトータルしますと8回で396名の方が参加されております。

#### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

#### 〈 伊藤委員 〉

公募委員の伊藤でございます。よろしくおねがいします。重複するかもしれませんが、6ページに農薬に関する記載がありますが、農薬は毒物、劇物も多い。農薬適正使用に関するリーフレットも出ており、うちでも農家なので、確かにみえています。でも、リーフレットは配るだけではないことも多いので、こまめな研修会も必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

9 ページの家畜の調査に関してですが、牛12戸、豚9戸、鶏5戸の検査とありますが、宮城県下のJAと協力して実際行っているとは思いますが、是非、これからもできるだけ草の根的な検査に力をいれたいと思います。これは要望です。

#### 〈 小金澤会長 〉

これは去年やったことを評価することなので、要望はまた後でお願いします。去年やっとなことについて分からないことがあったら、それに関する確認をお願いします。

〈 伊藤委員 〉

分かりました。では、もう一つ27ページの学校給食ですが、学校給食における地場野菜の利用品目の割合ですが、28%の使用状況は他県に比べて高いのか低い状況にあるのか、教えてください。

〈 スポーツ健康課 遠藤主幹 〉

この調査は、宮城県独自の調査なので、他県と比べることはできません。

〈 伊藤委員 〉

目標値はどれくらいに設定していますか。

〈 スポーツ健康課 遠藤主幹 〉

目標値は、33.6%としております。

〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

先ほどの啓発活動の一環で、リーフレットを配布しておりますが、そのほかにまめに研修会等も開催して欲しいとのことでしたが、随時、栽培講習会の際にも農薬適正使用についてお話しするようにしています。また、13ページで記載のとおり農薬使用者への立ち入り検査として、127件指導しています。その時にも農業者に対して農薬適正使用について1件1件お話ししながら指導しています。

〈 官澤委員 〉

28ページに、学校給食の関係で、成果は地場野菜等の利用率が28%とあるが、成果のとらえ方だと思う。野菜だけなので、28%となるが、米を加えてほしい。

〈 事務局 金野課長 〉

学校給食については、震災後利用割合が減ってきている。そういった中で、農産物等は、利用しやすい形態で納入しないと使ってもらえない現状にある。そういった理由もある。

〈 食産業振興課 金岡技術副参事 〉

補足させていただきます。震災後地産地消率は、かなり落ち込んだ。平成22年は29.9%あったが、平成23年は25.6%まで落ち込みました。昨年度は、28%まで回復しつつある。震災前のレベルまでは回復していないが復活しつつあると言うことで成果とさせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

これに関して一言言っておきたい。地産地消は野菜だけではない。米もある。地産地消を野菜だけに絞っているのはおかしい話で、地産地消というのであれば、お米も入れた方がいい。なぜ、米や麦がでてこないのか。県産小麦もあるし、牛乳だってある。そういうもので計算してやらないと地産地消率にならないのではないのか。そもそも野菜だけの地産地消は難しく、計算がちょっとおかしいので改善、確認しておいて欲しいと思う。

〈 西川委員 〉

利用率をあげるために、学校給食で「一次加工品が評価を受けた」とあるがどんな評価を受けたのか。よかったのか、悪かったのか。評価はどちらだったのか書いてもらった方がいい。どち

らなのか教えてほしい。27ページ、28ページに学校給食における県産食材使用推進事業費が記載してあるが、その試作した一次加工品の評価はどうだったのか。

#### 〈 農産園芸環境課 井上技術副参事 〉

仙台卸売市場の子会社に産学官で連携し、ソフトスチーム技術を使った加工野菜の販売強化として取り組んだもの。評価の数字的なものは把握していないが、御意見として県産食材の利用としては、一次加工品なら栄養価も損なわず、加熱処理を省けるということで評価した。

#### 〈 小金澤会長 〉

ほかにありませんか。この実施状況は、県の予算事業のこのみをもとめているものなので、事業の実績ということで御理解願いたい。例えば、本来ならば、学校給食では、この「学校給食における県産食材使用推進事業」においての実績のみを報告していただいていることになる。ただ、やはり、県民にこういう食の安全安心を言うのであれば、参考値として県産のお米の学校給食への利用率など、県の予算事業としてではないことでも参考値でも出しておいてもいいと思う。そういう意味で皆さんからこれはおかしい、あれはおかしいという意見もでるかもしれないが、あくまで県の予算事業の実績なので、割愛されている実績もあるが、議論としてこっちはないのか、あつちはないのかということに関して、こういう限界があるとうことを御了解願いたい。

では、次に評価について、事務局から説明をお願いします。

#### 〈 事務局 佐々木総括 〉

それでは、只今ご説明しました「平成26年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価」について、御説明いたします。評価の目的ですが、前年度の施策に対して評価をいただくことにより、客観的に施策の状況を再認識するとともに、いただいた御意見を今後の施策に反映させていただきまします。

それでは、資料3を御覧下さい。資料3の1の点線で囲った部分を例に御説明します。算用数字「1」の「安全で安心できる食品の供給の確保」これが、大分類、その下の「（1）」とある「生産及び供給体制の確立」、これが中分類、カタカナの「イ」の「生産者の取組への支援」、これが小分類となります。その下に（イ）から（ホ）までありますが、これが小分類「イ」を構成する具体的な施策となります。評価は、この（イ）から（ホ）までをまとめました、「イ 生産者の取組への支援」という小分類の項目を対象に評価をお願いします。

資料3の次のページをご覧ください。P3以降は、実際に提出していただく評価表になります。施策名の右と隣に5、6と数字が記載してありますが、これが先ほど説明させていただきました資料1の施策の実施状況のページに対応しております。

5ページをお開き下さい。上から4行目、報告書の冊子と見比べてご覧いただきたいのですが、「イ 生産者の取組への支援」が「小分類」になり、冊子5ページの左上（イ）から6ページ下の（ホ）が小分類を構成する個別施策となります。ここをお読みいただきまして、小分類「イ」全体で「達成度」を評価いただきます。

それでは、資料3の7ページにお戻り下さい。「4」の「食品に係る放射能対策」につきましては、報告書の説明の際にもご説明申し上げましたが、「大分類」の「1」から「3」に掲載している事業のうち、放射能対策の部分を抽出して再掲したものです。このため、「4番」だけは、これを一括して「達成度」を評価していただきます。

それでは、資料3の1ページにお戻りください。施策の達成状況に応じて、3段階評価をお願いします。「達成している」は「A」、「概ね達成」は「B」、「達成していない」は「C」となります。

評価の視点としては、1つめは具体的にどのくらい進んでいるかの「進捗状況」、2つめは、関係各課・機関と連携し進めているかどうかの「連携状況」、3つめは、生産者・事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうかの「協働状況」となります。こうした観点から判断していただきますが、どこに重点を置いて評価するかは、委員の皆様の御判断にお任せしたいと思います。

下の方に、文章記載の欄を設けておりますが、のちほど御説明します推進会議としての「総評」を記述する際に非常に大事な部分となりますので、委員の皆様には文章による意見・提言も併せて記載していただきますようお願いいたします。

どのような形で推進会議としての評価をまとめるのかの最終形をイメージいただくため、9ページに昨年度の記述部分を参考までに掲載しております。「施策の達成度」のA、B、Cの三段階評価が入っていますが、予見をお示しすることとなりますので、今回その部分は「□」で伏せております。

評価表を作成していただきましたら、短い時間で誠に恐縮ですが、お手元に配布しております返信用封筒で、6月17日（水）まで事務局に郵送していただくようお願いいたします。皆様の評価表が集まりましたら、全体を整理し会長に御報告いたします。会長には、これを取りまとめていただいて推進会議としての総評をお願いいたします。これを次回8月7日開催予定の推進会議にお諮りいたしまして、食の安全安心対策本部会議にて承認を受け、県議会への報告をしております。

評価方法のご説明を終わりますが、実際に評価作業をいただき、御不明の点が出てきましたら、事務局まで、お電話などで御遠慮なくお問い合わせをお願いいたします。以上でございます。

#### 〈 小金澤会長 〉

今の点で何かご質問はありますか。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

資料3の7ページですが、4の食品に係る放射能検査のイの食品の放射能物質検査の評価本文ページ番号が間違っておりました。37ページが38ページに同じく生産者・事業者及び消費者との相互交流の促進につきましては、40ページが41ページの誤りです。修正をお願いいたします。

#### 〈 小金澤会長 〉

先ほど伊藤委員さんからの要望がだされましたが、この評価表の中に要望として書いていただいて構いません。実績に対する提言を書いてほしいので、皆様よろしく申し上げます。新しい委員が多く、評価するのが初めての方もいるので、分からないことがありましたら、事務局まで確認して下さい。

#### 〈 丹野委員 〉

実績の数値が出ていれば判断できるが、2番目の連携状況は文面からは見えにくい。事務局に問い合わせてもよいのか。

#### 〈 事務局 佐々木総括 〉

はい、御不明な点があれば、お問い合わせいただいて結構です。評価は全て評価しなくともどれか一つに特化して評価していただいても差し支えありません。

#### 〈 小金澤会長 〉

各団体など自分の専門分野・得意分野を持っていると思うので、評価はそのあたりを突っ込んでもらってよい。自分の得意分野を活用してもらいたい。そのために、色々な分野の委員がいる。一人で全部カバーし評価するのは難しい。

#### 〈 加藤委員 〉

先ほどリスクコミュニケーション、各種セミナーの報告があったが、参加内容などの実績も記入してほしい。昨年よりも回数が増えた、増えていないだけでは評価はできない。昨年も頼んだはずだが、データはいらぬという判断でしょうか。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

配慮が足りませんでした。後でお送りします。

#### 〈 小金澤会長 〉

セミナー等にどういうジャンルの人が集まったか構成などがわかると生産者だけではなく、消費者との交流を持ったかどうか内容がわかると思う。生産者だけの集まりでは、交流したことにはならないし、それを見て評価の指標にしたいので、データが欲しいということだと思つたので、よろしくお願ひします。では、よろしいでしょうか。

次に、議題口の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」について、事務局から説明願ひします。

なお、次期計画に対して、お一人お一人から御意見をお伺ひしたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。では、次に中間案について説明お願ひします。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

それでは、「資料4」から「資料6」を使って御説明いたします。委員の皆様からのご意見への回答に入ります前に、前回の推進会議でも御説明しました、3期計画の策定スケジュールと、施策体系について、再確認させていただきます。

「資料4」を御覧ください。3期計画の策定スケジュールでございます。前回お示ししたものと時点修正しておりますが、大きな変更はございません。一番左の列に「年度」、次に「月」、その次が「推進会議の開催予定」、「主な検討内容」と並んでおります。前回2月10日の推進会議で、3期計画の諮問を行いました。本日の6月3日の欄ですが、中間案の御検討をいただきます。委員の皆様からいただく意見をもとに、8月7日開催予定の推進会議までに、修正案をお示しし、9月から10月にパブリックコメントを予定しております。11月の推進会議で最終案の検討、答申、そして2月の県議会に提案、現時点でそのような計画を考えております。

続きまして、「資料5」を御覧ください。これも、前回2月の推進会議で御説明をしておるものですが、現行の2期計画と、策定をする3期計画の施策体系を、「削除」、「新規」の表示と矢印を使って比較表示しております。実施すべき施策の大綱については条例で定められており、大きな柱についても踏襲をしております。

続いて、「資料6」を御覧ください。前回お示ししました「第3期計画の視点と今後の施策（素案）」に対して頂戴した意見と、県の考え方をまとめております。また、「資料7」は、皆様からいただいた意見等を踏まえ、ワーキングで検討を行い、第3期計画の中間案としてとりまとめたものです。皆様の意見が十分に反映されていない部分もあろうかとは思いますが、これから中間案について御説明いたしますので御意見をいただきたいと思ひます。

本日は皆様で御討議をいただきまして、推進会議全体としての評価、方向性等をお示しただければ幸いと考えております。それでは、「資料7」、「みやぎ食の安全安心基本計画（第3期）中間案」について、御説明いたします。続きまして、「食の安全安心の確保に関する基本計画（第3期）

中間案」について説明させていただきます。

「資料7」を御覧ください。表紙をめくっていただきますと、目次がございます。「第1」の「計画策定の考え方」から、「第5」の「計画の推進」までの5つの項目で構成しています。本文の1ページを御覧ください。「第1計画策定の考え方」でございます。「1」「計画策定の背景」では、まず「食の安全安心条例」を平成16年に制定し、第1期基本計画策定に至った経過、その後第2期計画策定までの状況を記載しております。

2ページには震災や現行の第2期計画期間中に起きた、事件・事故について記述し、今回第3期計画を策定する旨の記載となっております。

3ページ、「2基本的事項」には、基本計画の目的、位置づけ、策定方法、計画期間を記載しております。

次に4ページ「第2施策の大綱」は、現行計画を踏襲した3つの大綱を列挙しております。

次に5ページ、「第3」は大綱毎に、「これまでの取組成果と今後の課題」を記述しております。

まず大綱1「(1)取組成果」として、生産者・事業者に対する各種支援を実施したほか、生産から消費までの各段階で法令等に基づく監視指導、立入検査を実施しました。

「(2)」「課題」として、「環境に配慮した農業や農産物づくり」を継続して推進し、生産意欲や購買意欲の向上、6ページに移り、牛の個体識別番号のエラー防止、条例改正によるHACCP導入型基準の十分な周知、生産者・事業者に対する監視指導による重大事故の未然防止が必要と考えております。

次に大綱2「(1)取組成果」として、「リスクコミュニケーション」や「県民総参加運動」などを展開しました。

7ページ、「(2)課題」として、速やかでわかりやすい情報提供、県民ニーズを踏まえたリスクコミュニケーション、消費者モニター制度における若年層の掘り起こし、取組宣言事業の一層の浸透、県民意識の変化の把握が重要と考えております。大綱3「(1)取組成果」として、食の安全安心に関する施策の総合的な推進や緊急時対応のため、関係機関との連携を強化しました。

8ページの、「(2)課題」ですが、横断的な体制による食の安全安心確保を維持するとともに、社会情勢等を反映した法令や基準等の改正があったことから関係機関との十分な連携が必要と考えております。

次に9ページですが、現行の第2期計画の目標指標の達成状況について実績を掲載しています。

次に10ページをご覧ください。ここでは、第3期計画として現時点での具体的な施策を記述しています。説明の中で「施策何番」と何度か出てきますが、その際は、タイトル後ろ括弧書きを目印としてご覧ください。

また、本文中に挿入されております数値目標については本文説明のあとに、一括してご説明いたします。それでは大綱1「安全で安心できる食品の供給の確保」、「(1)」の「イ」「生産者への取組の支援」です。「施策1」では、エコファーマーの育成のほか、環境保全型農業の取組について情報発信をして参ります。また、県独自の認証・表示制度や有機農業を推進します。「施策2」では、県独自の「宮城県GAP」の対象を野菜以外に広げるなど、生産者が取り組みやすいものとしてまいります。

11ページの「施策3」では、農薬の適正使用の推進を図るとともに、農薬管理指導士の認定試験と更新研修等を実施します。「施策4」では、生産段階における耳標の徹底を図り、個体識別システムをしっかりと維持します。

次に「ロ」「安全安心な農水産物生産環境づくり支援」です。

12ページ、「施策5」では、技術的な対策を徹底し、カドミウム基準超過米の発生抑制を図るとともに、市場流通しないようにします。「施策6」では、早期診断、初動措置を重視した防疫対策の体制整備を一層強化します。「施策7」では、貝毒等の監視・検査体制を漁協と連携して実施するほか、まひ性貝毒の原因となるシスト分布調査を行い監視体制の最適化につなげます。

次に13ページ、「ハ 事業者に対する支援」です。「施策8」では、HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法の普及に努めるとともに、水産事業者に対しHACCP導入支援を行います。「施策9」では、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の拡大など、外食産業の自主的な原産地表示を推進します。

14ページの「ニ 震災からの復興に向けた支援」は、新たに加えた小分類です。「施策10」では、放射性物質濃度測定で得られた結果を営農対策の指導に活用します。「施策11」では、養殖等関連施設の整備を支援します。「施策12」では、原木しいたけ出荷制限解除に向けて、原木の確保や生産工程管理などの支援を行います。

15ページ、「(2) 監視指導及び検査の徹底」の「イ」「生産段階における安全性の確保」です。「施策13, 14, 15」では、農薬、飼料、肥料、動物用医薬品の適正使用や安全性を確保するため販売者・製造者等の立ち入り検査を行います。

16ページ、「施策16」では、高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査などを継続します。「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」です。「施策17」, 17ページの「施策18」では、監視指導計画に基づき食品営業施設等への監視指導、規格基準検査を実施します。「施策18」の施策名は「食品検査による安全性の確保」ですが、食中毒対策の記述となっておりますので、次回推進会議まで修正させていただきます。「施策19」では、と畜検査、食鳥検査、かき処理場の検査、BSEスクリーニング検査を実施します。

18ページ、「施策20」では、米穀の産地情報の伝達について、監視と啓発を行います。次に「ハ」「食品表示の適正化」です。「施策21」では、食品表示の監視指導、疑義情報への対応を行うとともに、オイスターGメンを継続します。

19ページ「施策22」では、食品表示ウォッチャーによる調査を行います。「施策23」では、食品表示法の普及啓発を図ります。

20ページ、「ニ 食品の放射性物質検査の継続」は、新たに加えた小分類です。「施策24」では、県産農林水産物の検査。「施策25」では、県内に流通する食品の検査。21ページ、「施策26」では、学校給食の検査を行い、検査結果を分かりやすく県民に公表します。

次に、大綱2「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「(1)」「情報共有及び相互理解の促進」です。「施策27」では、県民の意向把握、適切な情報提供を行うとともに、県産食材の情報発信も行っていきます。「施策28」では、監視指導などの結果得られた、安全に関する情報を随時公表します。

22ページ、「ロ」「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」です。「施策29」は、県民意向の把握、食の安全安心に関する情報提供、「地域の食と農の相談窓口」の設置等を行います。

23ページ、「施策30」では、「食材王国みやぎ地産地消の日」や「みやぎ水産の日」、お弁当コンテストなどの取り組みを行います。「施策31」では、「第3期宮城県食育推進プラン」に基づき、県民が健康で安全な食品を選択できるよう、食育推進事業を展開します。

24ページの「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」です。「施策32」では、きめ細やかな測定を継続し、正確な情報提供や啓発を行います。また、風評被害が依然として残っていることから、「食の安全安心セミナー」を開催するとともに、「食材王国みやぎ」、「みやぎ水産の日」等により県産食材のPRに努めます。

「施策33」では、水道水の測定結果を。「施策34」では、市町村に持ち込まれる農産物等の測定結果をとりまとめ公表します。「(2) 県民参加」の「イ」「県民総参加運動の展開」です。「施策35」では、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」として幅広い年齢層の登録を促進するとともに、研修会等の充実を図ります。

26ページ、「施策36」では、新ロゴマークを活用するなどし、「取組宣言」制度の一層の浸透を図ります。「施策37」では、食の安全安心に関する知識習得のため、セミナー、講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会を開催します。

27ページ、「ロ」「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策の反映」です。「施策38」では、アンケート調査やセミナー、研修会等を通じ県民の意見を聴取し、施策に反映させます。「施策39」では、県民の方が相談や通報できる窓口を設置し、疑義情報等については適切に対応します。

28ページ、大綱3、「食の安全安心を支える体制の整備」、「(1)」「体制整備及び関係機関等との連携強化」です。「施策40」は、対策本部を組織し、関係部局が横断的な連携を図るとともに、重大な事案が発生した場合には速やかに早期解決を図ります。「施策41」では、県庁関係課に「食の安全安心推進員」を、地方振興事務所等に「連絡員」等を配置し、危機の未然防止、発生時の的確な対応を図ります。

29ページ、「施策42」では、生産者の取り組みを支援し、食の安全安心に資する試験研究を行います。「施策43」では、農林水産物に対する放射性物質の影響把握のための調査を実施します。「施策44」では、関係行政機関と連携を図り、食の安全安心に関する情報の共有、国への要望などを行います。「施策45」では、引き続き本推進会議において、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議いただきます。

31ページ、「5 計画の推進」ですが、ほかの計画と連携、調和を図りながら計画を推進し、本推進会議に報告等しながら着実な基本計画の推進に努めていきます。

以上、中間案の本文をご説明しました。

続きまして、資料8の「数値目標案」についてご説明いたします。まず施策番号2番、「GAP」関係ですが、第2期計画では「第三者認証の取得農場数」を指標としておりますが、高度で負担の大きな取り組みのため少数にとどまっています。消費者に安全な農産物を供給する観点からは、未だ取り組んでいない農場に対して、宮城県GAPなど取り組みやすいGAPから普及することが現実的なため、こうしたものを含めた新たな指標を、農業関係の基本計画の中で検討していくこととしております。

施策番号の35番、「消費者モニター活動率」ですが、同じモニターさんが複数の行事に参加されても「1つ」とカウントして算定しておりましたが、モニターさんの意欲度合いや行政側の開催努力を反映しやすいよう「延べ数」に変更したいと考えております。

施策番号36番、「食の安全安心取組宣言者数」ですが、震災による廃業等が新規登録者数を上回り、震災前に設定した指標自体が現実的でなくなっていることから、3,200者を第3期の目標にしたいと考えております。

次に第3期計画の新規指標として、施策番号7番の「貝毒プランクトン観測 定点調査実施率」、9番の「地産地消推進店登録店舗数」、27番の「ホームページアクセス数」、31番の「みやぎ食育コーディネーターによる食育活動への参加人数」を考えております。

次に3箇所ほど「震災・放射性物質関連」と囲みで記載している項目がありますが、放射性物質対策事業については数年先を固定的に捉え、見通すことが困難なことから、目標数値が「一人歩き」するリスクも考えられることから、数値の設定はしないことで考えております。

なお、数値欄が「検討中」とあるものは、ほかの計画と連動するもので、主たる審議会等で検討が行われるものです。また、本計画とほか計画の計画期間が一致していないものがあり、表の下に「注2」、「注3」で注釈を付けております。

なお、第2期計画で指標としていた「エコファーマー」と「学校給食の地場野菜等の利用品目割合」については、「食の安全安心」を図る指標としては必ずしもふさわしくない現況へと変化してきたことから、次期計画の指標とはしないことで考えております。以上、第3期計画中間案のご説明です。

本日は、各委員様から数多く意見を出していただき、その上で委員間でのご議論をいただき、基本的な部分について、推進会議全体として認識の共有をお願いしたいと考えております。個別詳細のようなお話については後日書面で提出いただければ幸いです。

お手元に、後日書面で頂戴するご意見を記載する様式と、返信用封筒をお配りしております。お忙しいところ誠に恐縮ですが、今月17日まで事務局あて御返送いただきますようお願いいたします。

#### 〈 小金澤会長 〉

只今の説明に対し、中間案に対するそれぞれのお立場からの御意見や感想などをお一人ずつ順番にお聞きしたいと思います。私から時計回りで、1分程度で結構ですので、一言ずつ御意見を頂戴したいと思います。では、私から発言させていただいて、続いて西川委員お願いします。

では、私から。資料7中間案の5ページから記載してあるのは県の事業のみであるが、県の事業のみでなく色々な団体との連携の中でできることもある。例えば、みやぎの環境保全米栽培面積は、宮城県の約4割を占めており、約26,000ヘクタールで栽培されているが、県の認証制度による認証は3,000ヘクタールのみ。残りの23,000ヘクタールは、JAが中心の宮城県環境保全米県民会議で県とJAで組んでやっているもの。県とJAとネットワークが一緒に行っていることを評価していただけないものか。県民全体でやっているということをどこかで強調して欲しい。連携していることも記載できないか。その辺も強調した方が良いと思う。また、目標P10の1イ(イ)施策の1の食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の中に、「関係団体との連携で、信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・流通を推進します」と入れてほしい。色々な団体とやっていること県民に見せて欲しい。

本日は氏家委員が休みですが、学校給食についてもお話ししたい。P22の施策29ですが、学校給食における野菜等の利用率は安全からいうと関係ないとして、指標から落としているが、それはそれで考え方としては良い。しかし、やはり、安全性ということとみんなで作っているということの地産地消の概念は大事なので、どこかに表現する指標は入れて欲しい。また、野菜だけではなく、県のお米の問題は大きいものがある。子供たちに宮城県産米を食べてもらうことは大事。学校給食でそれを徹底することをどこかで書いていただきたい。食育の委員会との整合性もあるが、和食や和の食文化が食育で非常に重要視されていることを考えれば、学校給食はりっぱな食育である。食文化や食育という観点からどこかで強調して欲しい。自分たちが食べているのはどういったものなのか、それがどう生産に結びついていくのか、安全安心にも結びつくものなので、生産物を使った食育でも同じことだと思うので、そういう点でいれてもらえばと思う。以上私の意見でした。

#### 〈 西川委員 〉

意見にも書いたが、HACCPの制度を今国で見直ししているので、営業者の自主的な整備が急務だと思っている。P13の施策8の1ハ(イ)のみやぎHACCP研修会の受講者目標は、200名とあるが、そういう目標ではなく、国の制度が完全に変わってくるので、実質的に品質管理ができるよう、営業者がたくさんいるので、全ての事業者の指導は難しいとは思いますが、HACCPの研修会の数値よりも、違う目標を立てても、営業者の何%に周知したなど、そういうことまで含めて周知徹底をするなど、何か違う目標を立てた方がいいのかなと思う。単なる講習会となると、講習会に出てこないのは出てこない人が悪いになってしまう。国全体で、HACCPを強制的にやっ払いこうとする動きがあるので、もう少し積極的に、研修会の数の目標をたてるとか、営業者の数の何%はちゃんと指導するとか新たな目標を立ててもいいのかなと少し感じた。

WAF T(※)でも、指導上限もあると思うが、目標をたて、積極的指導助言をしてほしい。目標値がないと営業者にも回って行かないと思うので、大変な仕事だとは思いますが、制度が変わって自主的にやれる営業者がどこまで来るのか、二者択一的で難しいが、そういうのを増やしていこうというのが国の考えでもあるので、研修会200名という指標より、違う目標を立ててもいい

と思う。

※ W A F T 広域食品衛生監視チーム

Wide Area Food sanitation insPection Teamの略で、広域流通食品による健康被害等の発生の未然防止に資するため、必要に応じ保健所の枠を越えた3名程度の食品衛生監視員でチームを構成し、H A C C P等の衛生管理体制の構築に関して助言指導を行うほか、保健所が行う重点監視施設の監視指導に係る支援等、食品衛生管理に関し必要な助言を行う。

〈 水野委員 〉

資料が多く、難しすぎて分からない。ほかの分野の専門分野まではよく分からない。水産業、水産加工であれば色々言えるのだが。農林水産、加工・消費流通まであり、さらに色々な分野が入っている。できれば、農林水産など、各所属に分けて分科会形式でやって欲しい。資料がすごい量である。びっくりした。思ったことを書いて下さいと言われても、これだけの処理は非常に難しい。貝毒であれば、貝毒、水産加工品であれば水産加工品、ノロウイルスであればノロウイルスについてなどは原料から調理・流通までは語れるが、ほかは本当に難しい。分けて話せば、分かりやすくなると思う。この分類全部について私が知っていればいいが。

当社は、H A C C Pを取得しているがそれだけでも膨大な量である。政府もH A C C Pを主体に行うと言うが、果たして、どこまでみんなが知っているのか。県のH A C C Pについてもまだまだ受けている方は少ない。どこからそのH A C C Pの認定をもらってどのようにするのかも分からないという点で今日もこの後のレポートは頭が痛い。水産のレポートは何でも書けるが、畜産は全然分からない。その点、よろしくお願いします。

〈 丹野委員 〉

丹野でございます。水野委員と同じく、私も2回目の参加であり、畜産のことならわかるがほかのこととなると難しい。前回、各委員からでた学校給食に関してだが、放射能物質測定検査について、第3期目標数値化の部分で、放射能物質関連は先が見えないので、今回は数値目標をしないとの説明であった。現実的に、牛は全頭検査を全国的にしている。やらなきゃいけない部分である。宮城や出荷制限が掛かったところはやらなければいけないが、それ以外の九州や関西ではやらなくていいことまでやっている。そういった問題があり、一つの風評被害の最たるものだと思う。

関係機関や県との話し合いでも、今後、放射性物質検査は、当面継続せざるをえないだろうとなっているので当面は外せない。1～2年でなくなる話ではない。汚染稲わらの中間管理施設は宙に浮いている状態で、新聞で栗原市では汚染稲わらが一千何百トンに減ったと報じられた。農家が保管できずにしょうがなくてすき込みしたからだと思われる。そこから出た牧草の一番草を牛に食べさせて大丈夫なのか、影響が懸念されるが、きちんと牛の生体検査もしている。そういった中で、中間は5年という中で、消費者の不安がある以上、現在、100%検査しているので、100%という数値そのものを目標の中で出しているのではないか。放射能関連の数値指標は、途中でなくなってもいいので入れてほしい。実際やっているわけで、ホームページなどでそれをみた県民が安心すると思う。

29ページの3(1)ニの施策43の食品の放射性物質に係る調査・研究とは何のことか。調査等の中身を教えて欲しい。

〈 畜産課 大友技術副参事 〉

畜産課の事業については、草地除染が主で、肥培管理に役立てるものである。その部分が試験場の関連で、そのほかについては家畜保健衛生所で行っている牧草の放射性物質検査が予算に

なっている。

#### 〈 官澤委員 〉

何度も出ているが、推進会議は難しい。学識経験者にお任せするが、生産者代表として参加している。会長にも言っていたが学校給食の米利用、米の消費拡大に頑張っている。22ページに学校給食や23ページに食材王国みやぎをだいたい謳っている。それと地産地消の日。毎月第一金曜日、土曜日を制定しているが、その辺の書きぶりは、「県民一人一人が支え合う意識の醸成を図ります」とか「地産地消の推進を図ります」と書いてあるが、具体的にもっともっとアピールして欲しい中身がある。

先日のテレビで村井知事が出て、全国的に一生懸命PRしてくれたあのインパクトは非常に強い。宮城県知事は宮城県の顔。農畜産、水産物のアピールをもっともっとしていただきたい。安全安心会議の発言ではなく、生産者代表として、安全安心にむけた取組は、JAグループあげても頑張っているが県の力も非常に大きいので、一緒になって農産物の消費拡大への取組して欲しい。

#### 〈 國永委員 〉

公募委員の國永です。莫大な資料で、分からないが、自分の専門分野を話したい。4ページの施策の大綱で安全安心の順番として、言葉にこだわる訳ではないが、信頼できる安心があって、安全があるので、大項目の1と2をひっくり返した方がいいと思います。18ページの1(2)ハの食品表示の適正化について、4月1日から食品表示法が変わったが、クリニックに勤めているので、患者からサプリメントのことをよく聞かれるが、個人的見解はあってもこれがいいとか悪いとか公的には言えない。世の中の人、食の安全安心に関心がすごくある。今回の食品表示法改正は企業が儲かる仕組みになったように思える。具体的に食品表示法が浸透できるようにやってほしい。

例えば、ビールにしても生ビール酵母入りビールは、ミネラル、ビタミンを豊富に含みいいものであるが、小売店でみると安いのにメーカー品でないためか、あまり売れていなかった。でも、生ビール酵母菌を濾過した某メーカー品を飲んでいる人多い。某メーカーは、ビール酵母を濾過したものでサプリメントを作っているという二重構造がある。このようにビール一つとっても色々ある。

食育の方は、「健康で安全な食品を自ら選択する」とある。自ら選択するのはとてもいいが、安全な食品を食べたから健康、長寿になるとは思っていない。人間は喜怒哀楽の感情があり、感情により消化吸収も異なってくる。お酒を飲んで最後にラーメンとかお茶漬けとか食べたいという欲求は、感性。酒の毒を消すのは塩なので、感性レベルで飲んだ後食べたくなる。体が要求している。知識レベルでは高血圧になるから止めようと言うことは知っている。感性と知識レベルの誤作動がある。理詰めではなく、自分の体の声を聞かない。そういうのを食育推進の原点に据えて欲しい。

#### 〈 伊藤委員 〉

公募委員の伊藤です。11ページの1(1)イの牛のトレーサビリティシステムの推進の耳標100%とあるが、JAにいた時に、耳標を見て歩いたことがある。耳標100%は是非、続けて欲しい。また、豚であるが、無菌豚の養豚家が近所にいるが、「生産者が積極的に安全な農水産物を取り組む環境を整備する」とあるので、その辺の対策か妙案があればいいと思う。

2点目は、26ページの食の安全安心の取組宣言であるが、防止もとても大切だが、前に出るという形も大切。安全なものを作ろう、食べようという積極的な運動が必要だと思う。みやぎの食の安全安心の県民総参加運動な訳なので、ロゴを作って、自分たちの安全安心なものを食べよ

う作ろうという知識を変える仕組みを考えて欲しい。例えば、PRするだけでなく、シールというかロゴを集めると何かものをもらえるような仕組みを作るなどはどうか。それが私たちもいいものを作っている方々への評価や食べているということで、本来の宮城県民総ぐるみにつながるのではないかと。そういった仕掛けがあったら、おもしろいのではないかと思う。

#### 〈 大友委員 〉

婦人会から消費者の立場で参加させてもらっている。消費者として生産者のそばに住んでいる。計画では「生産者が安全安心なものを作れる環境をつくります」と謳っている。JAさんや水産であれば水産関係の方と一緒にあって、県独自じゃなくて、JAさんとかいうことを取り組んでいると書いてあると、県とJAさんが一緒なんだな。安全なんだなということが分かるので、そういうのをちょっと取り入れてもらいたいと思う。

#### 〈 加藤委員 〉

6ページの2のHACCPの関係で事業者への課題の中で、事業者への必要性を謳っているが、発言を聞いていても事業者だけに周知してもそれを選択する消費者への理解が進んでいないとすばらしい取組をしている事業者を選ぶと言うことはできないと思うので、是非とも「消費者への理解の促進も必要だ」という文章も入れていただきたいと思う。

ホームページですが、事前の意見で氏家委員や佐藤委員からも放射能物質検査の掲載のあり方について、だいぶ多くの方から意見があるようですが、まず、モニターアンケートを見ても思ったが、県のホームページをどれくらいの方が認知しているのか。県のホームページにそういう重要な情報があるんだよということをきちんと伝えていくことが相互理解の促進につながると思うので、せっかく、消費者モニターにアンケートをとっているのだから、もうちょっとホームページの周知徹底を含めたような内容を付け加えた方がいい。文章中にもホームページをより広めるにした方がいいと思いました。

23ページの2ロ（ロ）施策30の関係団体等との推進のところの文章の書きぶりで、（ロ）の3段目で「水産物の風評被害の払拭をし」とあるが、具体的に何をやるか書いてないので、かえって外した方がいいのではないかと。25ページの2ハ（イ）リスクコミュニケーションの充実で宮城水産の日を謳っているが、水産の日の担当部署の課のホームページでは、開催目的は風評被害払拭だとは書かれていない。これからも風評被害払拭のために水産の日を続けるのであれば、県として意思統一もしていただき、各課にも風評被害払拭を書いてもらわないとばらばらになるような気がします。

ほかに、質問がありますが、いいでしょうか。

では、放射能検査機器は、各自治体が貸与を受けて交付金等で活用し検査しているが、各自治体の財源も大変なので、検査体制はなくさないようにして欲しい。また、丹野委員からも意見がでたが、放射性物質検査数は、きちんと据えた方がいいと思う。なぜかという宮城県では検査をやらないのかという風にとられかねないので、食品衛生監視指導計画の中に単年度に入れ込むとして、5年間の中でこれだけやる気があるということを示した方が、県民にも風評被害の観点からもいいと思う。

#### 〈 事務局 金野課長 〉

自治体とは、市町村と言う意味ですか。

#### 〈 加藤委員 〉

はい、そうです。

〈 事務局 金野課長 〉

放射能検査機器は、県から各市町村へ全部、配備し、貸与しているので、各市町村の機器の費用負担はありません。

〈 加藤委員 〉

機器貸与はわかりました。検査人員の雇用の方はどうなっているのかを知りたい。

〈 事務局 金野課長 〉

雇用、人件費ですか。

〈 小金澤会長 〉

その辺は、後で調べてお知らせして下さい。

〈 熊谷委員 〉

熊谷です。私は、消費者の立場でしかわからないと思う。県の方でこういうことを推進していますという県を信じるしかない。実際、農家の生産現場に行く機会も少ないし、漁業の人の獲った魚を市場やスーパーに行って買うぐらいしかない。県産品を買って、地産地消したいと思っても、全て県のものだけ売っている訳でもなく、ほかの物も売っている。また、県のものだけで食卓を揃えようと思っても、無理があるので難しい。近所の農家に聞くと自分たちの食べる分は農薬をかけないと言う人もいる。やっぱり、ちょっと違うのかと不安も感じる。

消費者モニターは、50代から70代が主。若い人の意見がなかなかアンケートにでてこないのではなにかと思う。モニターがアンケートするのではなく、モニターの関係者の若い人から聞くというのはどうか。それなら、若い人の意見が聞けるのではないか。講習会にも若い人はみんなお勤めしており、出てこれられない。若者は家にいないが、インターネット等で色々知識はある。しかし、実際にはそれをどのように活かしているのかは分からない。家にいるのは高齢者ばかり。そういう状態であるので、もうちょっと若い人の意見をもっともっと反映させるような取組をしてもらったら、県民総参加の運動となるのではないか。50代、60代の意見ばかりでなく、その辺を考えていただきたい。

〈 佐藤委員 〉

時間がないので、手短にお話しします。資料6の委員からの意見を受けて、資料7の中間案ができています。この中には、私の意見の風評被害のように意見を取り込んでもらったものもあれば、無視されたものもある。それはそれで、一つの県の考え方である。風評被害含めて2～3点事前質問で書いているがお話ししたい。

23ページの2(1)ロで、風評被害で取り上げられているのは水産物だけ。水産物の福島第一原発から出てくる汚染水に関する風評被害を意識されている。水産物に特化と言わないまでも非常に集中した形で風評被害が出されている。先ほど、丹野委員もおっしゃったように風評被害は水産物だけでなく、肉にもある、野菜にもある、米にもあるので、トータル的な風評被害を解消していくような対策をとっていただきたい。

ださせていただいた意見の最後を書いてある食育に関係するが、学校給食にも地場産品だけでなく、例えば環境保全米の利用率等をもっと積極的に取りあげていく中で、我々自身自らの中で風評被害を解消し、ほか県やあるいはほかの国に対してアピールするような形で、この第3期の方針の中に盛り込んでもらいたい。確かに放射能問題は、言ってみれば、ふってわいたような話であるので入れたくないというのはよく分かるが、しかし、セシウムの半減期は34年～37年とあるわけで、つきあっていかないといけないので、5カ年計画で解消できるわけでない。これ

から先、放射能対策、風評被害対策はずっと続いていくものであると意識してもらいたい。

農薬については、殺虫剤の問題だけでなく、難除草性雑草の問題もかなり深刻になっている。農薬対策を削除するのではなく、別な形でここはもう一度入れていただきたい。今回の計画の中で、農薬については、農薬対策という国がベースで県が委託しているような感じを若干受ける。それと健全な土壌とか、病害虫防除というのを切り離して、今回は特に病害虫防除を削除しているが、これは地球温暖化など様々な状況を考えれば、明らかに病害虫防除、さらには雑草防除等の問題は必ず出てくるので、ここは削除しないでもう一度入れていただきたい。

食育関連は、今回初めて、「食育コーディネーターの活動率」を指標に取り入れておられるようですが、逆に食育側の食の安全安心の指標は「モニターの活動率」であり、お互いに数値として出し合えるものを出して、それで評価するというが、果たして「食育コーディネーターの活動率」と「モニターの活動率」がそのまま食育側の活動率になるのか、もしくは食の安全安心の指標になるのか、私ははっきり言って疑問である。

であれば、もっと具体的な数値というものを出していいのではないか。先ほども述べたように学校給食での環境保全米の利用とか、環境に非常にコミットした、きちんと対応したような食品を学校給食に中に取り入れるような指標の方が分かりやすく適切でないかと考えます。正直申し上げて、「食育コーディネーターの活動率」は、今、200%、300%の世界である。それは、数字の取り方を変えたからである。今までは、食育コーディネーターが様々な活動していたことを聞き取りしていたが、今回は、参加した活動の参加者総数、例えば、大きなイベントなどの総数を含めて数値化している。もちろん、それが悪いといっているわけではない。食育コーディネーターの一連の活動の一環としてとりあげているので、それはそれで食育の分野ではいい指標ではあるが、果たして、それが食の安全安心の指標かというそれは違うと思う。食の安全安心で食育との連携でもし考えるのであれば、学校給食とか目に見えてわかりやすく、そして、アピール性のあるもので取り上げて行くべきだと思う。

#### 〈 小金澤会長 〉

どうもありがとうございました。シナリオには、これから、委員間でもう一度討議をする予定でしたが時間が50分になってしまったので、確認だけさせて下さい。

共通認識として、評価に当たって、確認したいと思います。さきほど、何人かの委員から自分の専門性を超えてしまうとなかなか大変であるという意見がありましたが、おっしゃるとおりだと思います。ただ、自分の専門性を中心にやってもらって構いません。やはり、それぞれ、事業者なり、生産者なり、流通なり、消費者の皆さんの立場や感性や視点を各自でお持ちですから、そういう目から見て、多分野の委員さんこれについてこう思う、ここはどうなのかというレベルで構いません。色んな人達のたくさん目を使って評価していくことが大切です。

確かに、それぞれの成果目標だけだったら、各分科会を設けた方が早いし、縦割りで簡単です。しかし、みやぎ食の安全安心条例を今から10年前に作ったときに、それではだめだろう、横断的にやっていかないとだめだろうということで、こういう風に各課を超えた仕組みを作っていたら、評価の仕方をつくりました。委員の皆さんは確かに大変だとは思いますが、自分の専門分野以外の範囲はできる範囲でやっていただきたいと思います。今日も、参加されている県関係課の方がたくさんいらっしゃいますが、こういう色んな課で横断的にやっていて、初めて評価するというので、新しい委員の方は大変だということは分かっていますので、やれる範囲でやっていただきたいと思います。

また、指摘だけではなく、自分としてこういう風に変えていただきたいなどの具体的な提案など、そういった意見を出していただければと思います。そういう点で前に進めて行きたいと思えます。今年の委員は、第3期の計画など大変だと思えますが、よろしくお願ひします。では、先にいってよろしいですか。では、次の議題について事務局より説明願ひします。

### 〈 事務局 佐々木総括 〉

それでは、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況につきまして、「資料9」でご説明いたします。

「消費者モニター事業」と「取組宣言事業」の2本柱ですが、この中からかい摘んでご説明をさせていただきます。まず、「消費者モニター事業」からですが、「食品表示ウォッチャー事業」は、消費者モニターの中から100名を委嘱し、先月19日に食品表示の研修も含んだ業務説明会を開催しました。6月から12月まで、毎月2店舗をお願いし、延べ数で1,400店舗の調査となります。毎月報告書をいただきますが、疑義情報等があった場合には、国、県、市町村で分担・連携して調査や指導を行うこととしております。

次に、「研修会・講習会」ですが、「食の安全安心セミナー」と「モニター研修会」を7月から1月にかけて予定しております。テーマでございますが、昨年度は「食の安全安心セミナー」のうち1回と、「モニター研修会」、これらは「食品中の放射性物質」をテーマといたしました。今年度は、食の安全安心をとりまく情勢をみながら検討して参りたいと考えております。

次に、「食の安全安心基礎講座」、「モニターだより」ですが、モニターアンケートの実施に併せて「モニターだより」を6月に発行予定ですが、4月に食品表示法が施行されましたことから、これをテーマに「基礎講座」を掲載予定としております。地方懇談会については、昨年度8回開催しておりますが、新年度になってから各地方振興事務所及び各保健所に対し、会議で説明を行い、今年度も開催の依頼をしております。「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、今年度で4回目となります。11月開催の方向で検討しております。

続きまして、消費者モニターアンケート調査につきまして、御説明させていただきます。今年度も6月中旬から7月上旬を予定しております。資料をめぐっていただき3ページと8ページを御覧いただきたいのですが、今年度も大きく2つのテーマ、「食と放射性物質」と「食の安全安心」で実施する予定です。昨年度のアンケート結果を13ページ以降に添付しております。このような形で集計・分析し、公表しておりますので参考としてください。経年変化を確認するため、今回の設問内容は昨年度と同様としておりますが、新しい設問を1つ設けたいと考えております。

11ページを御覧ください。「問25」です。モニターさんの、日頃の情報収集手段や、県行事以外の活動状況を把握したいと考え、この設問を新設いたしました。アンケート調査については以上でございます。

「資料1」にお戻りいただき、「取組宣言事業」の状況を御説明いたします。取組宣言のロゴマークは昨年2月にリニューアルしましたが、これを活用しながら事業の一層の普及・推進を図ってまいります。今年度は既にAM、FMラジオなどを使った広報を実施しております。今後団体等を通じた広報活動を行いたいと考えております。まるごとフェスティバルですが、今年度も10月の予定です。今後、内容を企画してまいります。また、「食と暮らしの安全推進課」のブースと、取組宣言者の出展を考えております。

最後になりますが、取組宣言の登録状況を取りまとめしておりますが、昨年度1年間で67者の登録があった一方、廃業等に伴う抹消が93者あり、2,992者となっております。

以上、簡単ですが、ご説明を終わります。

### 〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今の説明について質問はありませんか。

### 〈 加藤委員 〉

確認ですが、アンケート調査ですが、説明があったらすみません。なぜ、毎年度全員にアンケート調査をしているのか理由を教えてください。また、モニターアンケートに案とついているが、

委員が意見を述べてもいいのか。というのも、中間案に対して出されている膨大な各委員の意見を見るとモニターアンケート設問に反映させた方がいいものもあるように感じた。今回間に合わなければ次でもいいが、2点確認をお願いします。

〈 事務局 佐々木総括 〉

アンケートの内容については、消費者の方の安全安心に対する意識の経年変化をみるものです。こういった変化があるのかをみたいので、毎年実施しています。

〈 加藤委員 〉

内容ではなくて、なんで、毎年度やる必要があるのかを聞いています。

〈 事務局 佐々木総括 〉

毎年度やる意味は、やはり、経年変化をみるためです。去年との変化がどうなっているかというところで毎年調査させていただいている。

〈 加藤委員 〉

毎年度調査した結果、何かに使っているのか。2年に1回の実施でいいのではないかと。

〈 小金澤会長 〉

推進会議など委員にも報告していることです。

〈 加藤委員 〉

それは分かっているが、ほかの行政の審議会もやっているのだから、毎年度やらなくても隔年でもいいのではないかと。

〈 小金澤会長 〉

加藤委員も分かっていると思うが、モニターさんの啓発活動である。モニターさんをやっても仕事がない場合があるので、アンケートという名前でやっている。アンケートには、ちゃんと参加してください。皆さんの意見はちゃんともらいますということですずっとやってきた経緯があります。

それから、おっしゃるとおり、アンケートの内容は、設問にちょっと手を加えてもいいところもあるかもしれないが、それはまた今後の課題で。毎年、モニターさんのお仕事としてお願いしているとそういう意味である。確かに経費の問題もあるかもしれませんが、その中で、この率をみると、さっき熊谷副会長がおっしゃったようにモニターさんには20代、30代が少ない。そういうことを考えると、20代、30代のモニターさんのアンケートをどうやって増やしていくかなど数値を取ることでわかる。それではまずいですねなどの意見の繰り返しをやろうということなのでひとまずやってきていますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。時間がなくて、少し意見を遮ってすみません。そのほかに意見はないですか。

〈 加藤委員 〉

アンケート内容は、間に合わないという回答でよろしいでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

設問に関してですね。時間的なことがあるので、あとで検討してもらいます。どの部分にどのように入れたらいいのかを教えてください。今年分に対応できるかはわからないで

すがよろしくお願ひします。

では、そのほか含めてありますでしょうか。

〈 事務局 佐々木総括 〉

先ほど、加藤委員から質問で、昨年度の食の安全安心セミナーの参加者数を後ほどお配りすると言いましたが、今日この場でコピーしたものをお配りしたい。

〈 小金澤会長 〉

そのほかありませんか。特になしということで、これで、そのほかも全て終わって、議事の一切を終了したいと思います。よろしいでしょうか。みなさんもどうもありがとうございました。

〈 事務局 大町総括 〉

長時間にわたり大変ありがとうございました。次回の開催は、8月7日金曜日、午後1時30分からとなります。おって正式な開催通知の御案内を差し上げたいと思いますので、なにとぞ出席の方をよろしく申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了いたします。大変ありがとうございました。